

群馬県機械金属工業技術者表彰についての内規

(昭和48年10月24日改定)

(平成3年11月5日改定)

(平成11年10月26日改定)

(平成16年10月6日改定)

(平成27年9月8日改定)

機械金属工業振興対策の一環として行う技術者の表彰については、本内規の定めるところによる。

1 目 的

県内の機械金属工業に従事(代表者を除く。)する者のうち、その技術が優秀であり、かつ県産業に貢献してその功績顕著な者を表彰して技術水準の向上の意欲を高め、もって機械金属工業の振興を図ることを目的とする。

2 対 象 者

機械金属工業に従事する者のうち、15年以上の経験を有して同一企業に満10年以上勤務し、技術的実務に従事している者。

3 被表彰者の決定

知事は、被表彰者の決定について別に定める選定要領により群馬県商工会議所連合会会長及び群馬県商工会連合会会長(以下「両会長」という。)の推せんするものうちから選考のうえ決定する。

4 被表彰者の推せん

知事は、前項の規定に基づき両会長が被表彰者を推せんする場合には、推せん書に下記に掲げる書面を添付して提出させるものとする。

- (1) 被推せん者の履歴書
- (2) 被推せん者の功績の事実を具体的に記載した書面
- (3) 被推せん者の所属する事業所の沿革、現況及び被推せん者の同事業所における地位
- (4) 被推せん者の人格及び勤務成績等についての当該経営者の証明書

5 表 彰

表彰は、知事が予算の範囲内において表彰状並びに記念品を授与して行うものとする。

6 表彰の取消し

表彰を受けた者が、被表彰者の体面を失墜するような行為を行ったとき又は推せん書に記載した事実に相違があるときは表彰を取消すことがある。

群馬県機械金属工業技術者の被表彰者選定要領

(昭和48年10月24日改定)

(昭和54年12月15日改定)

(平成3年11月5日改定)

(平成27年9月8日改定)

本要領は、群馬県機械金属工業技術者の表彰についての内規3に定める被表彰者の選定要領とする。

- 1 被推せん者の所属する企業が、県産業振興に寄与しているものであること。
- 2 技術が優秀で、年齢が40歳以上であり、かつ以下の要件を1つ以上満たしている者であること。
 - (1) 工業技術の開発又は生産技術の向上に顕著な貢献をなし、かつ企業合理化に寄与したか。
 - (2) 特許若しくは実用新案等の登録を受けているか、又は出願中のものがあるか。
 - (3) 新技術や新製品を開発するために、開発プロジェクトの主要メンバーとして取り組んだことがあるか。
 - (4) 研究論文又は文献等を通じ、研究成果を発表したことがあるか。
 - (5) 機械器具の高度利用が図られているか。
 - (6) 生産工程又は作業条件に対し、顕著なカイゼンがあったか。
 - (7) 品質管理上の社内規格等を制定し、コストの見直しや量産化等の実現に寄与したか。
 - (8) 他の技術者の模範として、後進の育成に積極的に取り組んでいるか。